

患者各位

長期収載医薬品の選定療養費負担制度開始のご案内

厚生労働省の通達により令和6年10月1日から長期収載医薬品の選定療養費負担制度が開始されます。

令和6年10月1日より長期収載医薬品（後発医薬品のあ
る先発医薬品のうち要件にあった医薬品）を患者様のご希
望で処方した場合は、調剤薬局で後発医薬品との薬剤費差
額の一部を患者様にご負担いただきます（選定療養費）。

※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。



当院では、原則として医薬品一般名称（処方箋に成分名称
を表示する方法）での処方箋発行し、各医師の判断で先発医
薬品処方が必要とされる場合以外は、先発医薬品は処方し
ません。

患者様が、先発医薬品処方を希望される場合は、調剤薬局
で、お申し出ください。